

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 御中

「IPネットワーク管理・人材研究会」報告書案に対して、次の通り意見を提出致します。

要旨：第6章端末設備等のセキュリティ対策において、無線LANルータ等の暗号設定作業を工事担任者等しかできないよう義務化することには断固反対である。

意見本文：

- 有資格者による作業を義務化するという規制強化を議論する以上、その規制強化の法的根拠をまずは明らかにすべきである。本報告書案では、法的根拠が個人情報保護なのか、消費者保護なのかも不明。このように法的根拠が曖昧な状態で工事資格を強要するような規制導入には反対である。
- 本報告書案では、例えモジュラージャックに差し込むだけの家庭内ネットワークであっても、工事担任者等の有資格者だけしか無線LANルータの暗号設定をできないようにしようというものと受け止められる。仮にそのような規制強化を行うと、ユーザーが自ら設置し設定する道は断たれ、工事業者に頼むしか選択肢が無くなり、無線LAN設置コストが著しく高騰するため、無線LANが全く売れなくなると予想される。昨今の急激な景気悪化の折、このようなユーザーの利便性を著しく損ない、IT関連産業にも少なくないダメージを与えるような規制強化は断固するべきではない。
- 実際問題として、ユーザー自らによる設定を禁止することは不可能と考えられる。取り締まり方法はどのように考えるのか。報告書案にはこの点が全く触れられていない。ユーザーの自由を奪うような規制とすると、高度な技術を持つユーザーが創意工夫を行う余地が全く失われ、無線LAN業界全体のイノベーションや市場競争を損ない、結局は消費者の不利益となることは明らかである。
- 工事担任者は永久資格であり、更新なども無いため、現段階の殆どの有資格者は無線LANルータのセキュリティに関して高度な知識・能力を有しているとは言い難い。昨今では、最新の暗号技術（WEP等）も簡単に破

られる状況であり、こうした問題は工事担任者程度を活用したところで解決にならない。このため、本規制は、ただ高コスト化と利便性低下のデメリットのみが残ることになる。

- 無線 LAN のセキュリティ向上策としてまずやるべきことは、業界の自主性による新たな暗号技術の開発や、自動設定機能の充実等より使いやすい製品の開発、分かりやすい説明書等の添付、ユーザーへの啓蒙・教育活動をより強化することをバックアップするような施策である。本報告書案の規制強化では、角を矯めて牛を殺すことになりかねない。

(以上)

株式会社ネットリサーチ
代表取締役 竹内英次郎

〒105-0014
東京都港区芝 3-43-5
三田加藤ビル 4F

